

## フェアトレードタウンなごや 10周年記念ロゴマーク使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、フェアトレードタウンなごや 10周年記念ロゴマーク（以下「ロゴ」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴの目的等)

第2条 名古屋市におけるフェアトレードタウン活動の機運醸成を図り、フェアトレードの理念を広く周知するために活用する。なお、ロゴはフェアトレード製品であることを示したり、使用者（以下「使用者」という。）の事業又は当該事業に係る製品の品質等を保証したりするものではない。

- 2 ロゴのデザインは別紙1のとおりとする。
- 3 ロゴの利用に関する一切の権利は、名古屋市に帰属する。

### (用語の定義)

第3条 本規程において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 広報・広告 商品や事業等の情報を世間に広く宣伝するものをいう。
- (2) 景品 商品等の販売促進を目的とした製品及びそれに準ずるものをいう。
- (3) 商品 販売を目的として製造した製品及びそれに準ずるものをいう。

### (使用申請)

第4条 ロゴを使用しようとする者は、フェアトレードタウンなごや 10周年記念ロゴマーク使用承認申請書（第1号様式）をフェアトレードタウンなごや応援ロゴマーク事務局（以下「事務局」という。）に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 報道関係機関以外（機関紙や地域広報紙等）で、名古屋市がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (4) 本条により承認を受けた商品について、当該商品に関連した広告・宣伝に使用する場合
- (5) その他名古屋市が別に定めた場合

### (使用承認基準)

第5条 事務局は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めるときは、フェアトレードタウンなごや 10周年記念ロゴマーク使用承認書（第2号様式）を交付する。

- 2 ロゴの使用が次の各号いずれかに該当する場合は、事務局はこれを承認しないこととし、フェアトレードタウンなごや 10周年記念ロゴマーク使用不承認通知書（第3号様式）を交付する。
  - (1) 名古屋市におけるフェアトレードタウン活動の機運醸成という趣旨に反するおそれがある場合
  - (2) 名古屋市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
  - (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
  - (4) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがある場合
  - (5) 提供される物品やサービスの品質を名古屋市が保証するものとして利用されるおそれがある場合
  - (6) 不当な利益を得るための活動、又はそのおそれがある場合
  - (7) 名古屋市の事業又は名古屋市の認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
  - (8) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
  - (9) 適正な使用方法に従って使用しないおそれがある場合
  - (10) 申請者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは

暴力団員と密接な関係を有する者であると認められる場合

(11) その他、承認することが不適当と認められる場合

(使用承認の有効期間)

第6条 ロゴの使用承認の有効期間は、令和9年3月31日までとする。

(使用承認後の手続き)

第7条 商品又は景品への使用を目的として使用承認を受けた者は、当該物品の販売又は配布前に完成品の写真を電子データで事務局に提出するものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、フェアトレードタウンなごや応援ロゴマーク等使用ガイドラインの10~12ページに示す使用方法に準ずること。
- (2) 第三者にこれを譲渡し、又転化しないこと。
- (3) ロゴのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに安全性、品質についても十分な配慮をすること。
- (4) 各種法令及び規程を遵守し、使用者が全て責任を負うこと。
- (5) 物品等にロゴを使用する際にかかる費用は、使用者が全て負担すること。
- (6) 当該使用に係る物品等の使用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

なお、当該使用に係る物品等を原因とする事故に対しては、事務局及び名古屋市は一切の責任を負わない。

(使用承認の変更)

第9条 承認を受けた者が、承認事項を変更し、又はその他申請書に記載した事項に異動を生じた場合は、フェアトレードタウンなごや10周年記念ロゴマーク承認変更申請書（第4号様式）を提出し、事務局の承認を受けなければならない。

2 事務局は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、フェアトレードタウンなごや10周年記念ロゴマーク使用変更承認書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(使用承認の取消)

第10条 第5条第1項又は前条第2項の規定により、ロゴの使用承認を受けた場合において、次の各号いづれかに該当する場合、事務局は使用条件を変更し、又は使用承認を取消すことができる。

- (1) 使用承認を得るより前にロゴを使用したとき。
  - (2) 第5条第2項各号のいづれかに該当することとなったとき。
  - (3) 使用承認の際に付した条件に違反したとき。
  - (4) 虚偽又は不正により使用申請を行ったとき。
  - (5) その他事務局が必要と認めたとき。
- 2 事務局は、前項の規定により承認を取り消されたものに対し、当該承認に係る物品の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 3 事務局は、承認を得ずにロゴを使用している者又は使用しようとしている者に対して、その物品等の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 4 取消し等に伴う使用物品等の回収費等は全て使用者の負担とする。

(使用料)

第11条 使用承認を受けた者に対するロゴの使用料は、無償とする。

(損失補償等の責任)

第12条 事務局及び名古屋市は、ロゴの使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴの使用に際して故意又は過失により事務局及び市に損害を与えた場合は、これによつて生じた損害を事務局及び名古屋市に賠償しなければならぬ。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、ロゴの取扱いについて必要な事項は環境局長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、令和7年10月10日から施行する。
- 2 この規程は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。